

特別養護老人ホームいこいの里サービス利用料金表

1. 介護保険制度の利用者負担額

利用者負担 = 介護費用の1割(または2割もしくは3割) + 居住費 + 食費 + 日常生活費等

2. 施設利用料

基本報酬	多床室／従来型個室(30日あたり)		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	573 円(17,190 円)	1,146 円(34,380 円)	1,719 円(51,570 円)
要介護 2	641 円(19,230 円)	1,282 円(38,460 円)	1,923 円(57,690 円)
要介護 3	712 円(21,360 円)	1,424 円(42,720 円)	2,136 円(64,080 円)
要介護 4	780 円(23,400 円)	1,560 円(46,800 円)	2,340 円(70,200 円)
要介護 5	847 円(25,410 円)	1,694 円(50,820 円)	2,541 円(76,230 円)

3. 加算

①精神科医師定期療養指導加算	1日	5円	○
②個別機能訓練加算Ⅰ	1日	12円	○
③日常生活継続支援加算Ⅰ	1日	36円	○
④看護体制加算Ⅰ	1日	4円	○
⑤看護体制加算Ⅱ	1日	8円	○
⑥夜勤職員配置加算Ⅲ	1日	16円	○
⑦看取り介護加算Ⅰ	(1)死亡日 45日前～31日前	72円	
	(2)死亡日 30日前～4日前	144円	
	(3)死亡日 前々日、前日	680円	
	(4)死亡日	1,280円	
⑧療養食加算	1回	6円	
⑨初期加算(新規入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合に30日間加算)	1日	30円	
⑩安全対策体制加算(入所時に1回を限度として算定)	1回	20円	
⑪入院・外泊時加算(入院・外泊当日と帰園時を除く6日間加算)	1日	246円	
⑫再入所時栄養連携加算	1回	200円	
⑬介護職員処遇改善加算Ⅰ	(基本報酬＋各種加算)×8.3%		○
⑭介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	(基本報酬＋各種加算)×2.7%		○

※③については、算定要件を満たさない場合、「サービス提供体制強化加算Ⅲ(6円/日)」で算定します。

4. 電気料金

持ち込まれた以下の電化製品に関しては、入所月からご負担していただきます。

電化製品	テレビ	あんか	電気毛布
電気料金(月額)	200 円	200 円	300 円

※この他の家電等の持ち込みやその負担額につきましては、協議のうえ決定いたします。

5. 高額介護サービス費

1ヶ月あたりの介護費用自己負担額が次の額を超えた場合は、超えた額が市から支給されます。

区分	負担の上限額(月額)
生活保護受給者の方等	15,000 円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円(世帯)
前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	15,000 円(個人) 24,600 円(世帯)
市町村民税課税～課税所得 380 万円(年収約 770 万円)未満	44,400 円(世帯)
課税所得 380 万円(年収約 770 万円)～課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)未満	93,000 円(世帯)
課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	140,100 円(世帯)

6. 居住費及び食費

利用者負担段階	対象者の収入状況	預貯金等の資産用件	居住費		食費 (30日あたり)
			多床室 (30日あたり)	従来型個室 (30日あたり)	
第1段階	生活保護受給者		0 円 (0 円)	320 円 (9,600 円)	300 円 (9,000 円)
	世帯全員が市町村民税非課税 高齢福祉年金の受給者	単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下			
第2段階	前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が 80 万円以下	単身: 650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下	370 円 (11,100 円)	420 円 (12,600 円)	390 円 (11,700 円)
第3段階 ①	前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が 80 万円以上 120 万円以下	単身: 550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下	370 円 (11,100 円)	820 円 (24,600 円)	650 円 (19,500 円)
第3段階 ②	前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が 120 万円以上	単身: 500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下	370 円 (11,100 円)	820 円 (24,600 円)	1,360 円 (40,800 円)
第4段階	上記以外の方		855 円 (25,650 円)	1,171 円 (35,130 円)	1,445 円 (43,350 円)

※「世帯」…世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」…非課税年金を含む。

※入院・外泊中の居住費についてはご本人の負担になります。

7. その他

①医療費、衣類等日用品費、本人の嗜好品等をご本人の負担になります。

②介護用品にかかる費用は介護費用に含まれています。

※経管栄養及び喀痰吸引に係る衛生材料費はご本人の負担となります。